

「いわき市介護保険課への確認事項 Vol.7」(令和4年10月3日発出)の追加確認事項について

発出日:令和4年12月13日

発出元:いわきケアマネ協会 コンプライアンス部会

令和4年10月3日にコンプライアンス部会より発出しました「いわき介護保険課確認事項 Vol.7」の内容について、いわき市保健福祉部介護保険課介護保険係へ追加で確認した事項がありますのでお知らせ致します。

なお、本内容についてご質問等がありましたら、いわき市保健福祉部介護保険課介護保険係(担当:鈴木様)まで直接お問い合わせをお願い致します。

問1 利用者本人が自署できず家族等が代筆する場合、署名に加えて押印も必要か。

(回答)

このような場合には、本人氏名の代筆を受けるとともに、代筆者の氏名及び続柄等を記入してもらい、代筆である旨を明確にしておくこと。また、本人の同意をより明確にしておくために、代筆に加えて本人の印鑑の押印を受けることが望ましい。

問2 重要事項説明書、契約書、個人情報取扱同意確認書等についても押印不要か。

(回答)

私法上の契約の観点から、文書の成立の真正を担保するため、署名に加えて押印を受けることが望ましい。なお、代筆時の取扱は(1)と同様とする。

問3 「いわき市介護保険課確認事項 vol.2」で示された取扱いをしていても了とするのことが、いつからいつまでの期間であれば、指摘事項とならないか。

(回答)

令和3年4月1日(令和3年度報酬改定の施行日)から令和4年10月3日(いわき市介護保険課確認事項 vol.7 発出日)までとする。ただし該当期間であっても、署名・押印欄があるのに署名・押印を得ていない場合や、支援経過等で同意・交付を行ったことが記録されていない場合は、指摘事項となる。

問4 「いわき市介護保険課確認事項 vol.2」で示された取扱いが了とされる期間に同意を得た文書について、遡って署名等を得る必要があるか。

(回答)

不要である。

以上